

四街道市スマートフォン普及促進助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、新しい生活様式におけるデジタル活用分野に対応するため、特にスマートフォンの普及率が低いとされている高齢者（65歳以上）の方が、スマートフォンを初めて所持される場合において、端末の購入や回線使用契約等により、スマートフォンを用いたネットワーク環境整備を構築した場合に、予算の範囲内で助成金を交付することについて、四街道市補助金等交付規則(昭和46年規則第6号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「スマートフォン」とは、従来の携帯電話に比べてパソコンに近い性質を持ち、大きな画面でパソコン向けのWebサイトや動画を閲覧できたり、アプリケーションを追加することによって機能を自由に追加したりすることができ、また、タッチパネルを使い、画面の拡大やスクロールなど直感的な操作が可能な情報機器をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 助成金の交付申請の際、本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民基本台帳に記録されている者
- (2) 令和4年度中において、満65歳以上である者
- (3) 令和4年4月以降にスマートフォンを初めて所持され、かつ、データ通信契約をしている者
- (4) スマートフォン利用講座を実施している店舗で購入（契約）し、また、店舗が行うスマートフォン利用講座を受講した者
- (5) 本助成金申請時まで、四街道市メール配信サービス「よめーる」の登録をしている者
- (6) 市税を滞納していない者
- (7) 四街道市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当しない者

(助成金額等)

第4条 助成金の額は、一律20,000円とする。

2 本要綱による助成金の交付は1人1回限りとする。

(申請受付開始日及び申請期限)

第5条 申請受付開始日は、令和4年7月15日とする。

2 申請期限は、令和5年3月15日までとする。

(交付申請)

第6条 第3条に規定する助成対象者で、助成金の交付を受けようとする者（以下「助成金申請者」という。）は、四街道市スマートフォン普及促進助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）のほか、必要に応じて、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 初めてスマートフォンを所持し、また、データ通信契約をしていることがわかる書類の写し（契約書類等で、契約者名、購入（手続き）店舗名、契約日、金額等の記載があるもの）
- (2) スマートフォン利用講座を受講したことがわかる書類の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金交付の可否を決定し、四街道市スマートフォン普及促進助成金交付決定・却下通知書(様式第2号)により、助成金申請者に通知し、交付決定とした場合は助成金を交付するものとする。

(実績報告等の特例)

第8条 規則第12条に規定する実績報告については、第6条に規定する交付申請をもって当該実績報告があったものとみなす。

2 規則第13条に規定する確定通知については、前条に規定する交付決定通知をもって当該確定通知があったものとみなす。

(交付方法)

第9条 助成金の交付方法は、助成金申請者が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、第7条の規定により通知を受けた者が、偽り、その他不正な手段により助成金の交付決定を受けた者又は助成金の交付を受けた者であると認めたときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、四街道市スマートフォン普及促進助成金交付決定取消通知書(様式第3号)により、その者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第11条 市長は、前条第1項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に当該助成金を交付しているときは、その者に対し期限を定めて当該助成金の返還を求めることができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年7月15日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定によりなされた交付申請に係る助成金の交付に関しては、当該交付等が完了するまでの間、同日後も、なおその効力を有する。

四街道市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

四街道市スマートフォン普及促進助成金交付申請書兼請求書

下記のとおり、四街道市スマートフォン普及促進助成金の交付を受けたいので、四街道市スマートフォン普及促進助成金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額等

交付申請額	20,000円
添付書類	必要に応じ、下記書類を添付してください。 (1) 初めてスマートフォンを所持し、また、データ通信契約をしていることがわかる書類の写し（契約書類等で、契約者名、購入（手続き）店舗名、契約日、金額等の記載があるもの） (2) スマートフォン利用講座を受講したことがわかる書類の写し

2 申請者の氏名等

	氏 名	フリガナ	生 年 月 日
申 請 者			年 月 日
※下記事項について、確認の上、 <input checked="" type="checkbox"/> してください。 <input type="checkbox"/> 本申請の内容審査のため、申請者本人の納税状況等について、市の保有する公簿等により確認することについて同意します。			

※申請者は、スマートフォンを使用する本人の氏名を記載してください。

※代理申請（家族等の名義）はできません。

3 初めてスマートフォンを所持およびスマートフォンの利用講座受講証明欄

本申請者は、初めてスマートフォンを所持したことを証明します。 年 月 日 （証明者）店舗名 ㊟	本申請者は、スマートフォンの利用講座を受講したことを証明します。 年 月 日 （証明者）店舗名 ㊟
--	--

※上記証明は、スマートフォンを購入（契約）した店舗に記名押印をいただいでください。

※上記証明のほか、「1 交付申請額等」に記載の添付書類でも可

4 メール配信サービス「よめーる」登録したメールアドレス

メールアドレス	@
<p>※下記事項について、確認の上、<input checked="" type="checkbox"/>してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 本申請の内容審査のため、上記記載のメールアドレスについて、「よめーる」のシステムにより、確認することについて同意します。</p>	

5 助成金の振込先

金融機関	銀行 金庫 組合	本・支店(所)	本店 支店 出張所
預金の種類	1 普通 2 当座	口座番号	
(フリガナ)			
口座名義人			

※申請者本人名義の口座を記入してください。（同居親族名義の口座も可）

6 誓約事項

私は、四街道市スマートフォン普及促進助成金の交付申請にあたり、下記の内容について誓約します。

誓約内容と事実と相違が判明した場合、この助成金の交付が受けられなくなっても異議はありません。

記

- ・申請内容に虚偽はありません。
- ・四街道市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員や暴力団員等に該当しません。
また、これらに該当しないことを確認するため、必要に応じて市が千葉県警察所轄警察署に照会することを承諾します。
- ・助成金の交付後に、交付要件に該当しない事実や不正等が発覚したときは、助成金を返還します。

年 月 日

四街道市長 様

申請者 氏 名

四街道市 指令第 号
年 月 日

様

四街道市長

四街道市スマートフォン普及促進助成金交付決定・却下通知書

年 月 日付けで申請兼請求のありました四街道市スマートフォン普及促進助成金については、下記のとおり、決定・却下しましたので、四街道市スマートフォン普及促進助成金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

- 1 決定
助成金交付決定額 金 円
- 2 却下
(理由)

様

四街道市長

四街道市スマートフォン普及促進助成金交付決定取消通知書

年 月 日付け四街道市 指令第 号をもって交付決定した四街道市スマートフォン普及促進助成金については、下記のとおりその全部・一部を取り消したので、四街道市スマートフォン普及促進助成金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

記

- 1 取り消した助成金の額 金 円
- 2 取消し後の助成金の額 金 円
- 3 取消しの内容とその理由